

第27回

平成28年1月14日



地域ブランド



品種登録制度



白鷗大学
杉山 務



商標の登録要件

商標が登録されるには、所定の要件を備えることが必要

- (1) 自己の業務に係る商品又は役務について**使用**をする商標(3条①柱書)
- (2) 自他商品識別力又は自他サービス**識別**力がある商標(3条①各号)
また、仮に使用した結果、そのことによって需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できるものについては、商標登録を受けることができる(3条②)
- (3) 具体的な**不登録事由**に該当しない(4条①各号)

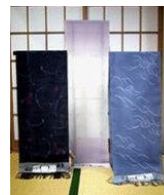
商標の識別力

自他商品識別力又は自他サービス識別力がある商標

- ①その商品（役務）の普通名称
- ②その商品（役務）に慣用されている商標
例. 正宗（酒）、羽二重餅（餅菓子）
- ③その商品の産地・販売地・品質・原材料・効能・用途等又はその役務の提供の場所・質等からなる商標
- ④ありふれた氏・名称（鈴木、佐藤）
- ⑤極めて簡単で、ありふれた標章（AA）
- ⑥需要者にとって誰が提供している商品（役務）であるか認識できない商標（①～⑤を除く）

3

地域ブランド



本場結城紬

4

地域団体商標

地域の名称及び商品〔役務〕の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体による商標の登録を認める制度

地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援すること

5

商標は地域の名称＋商品又は役務の名称

類型1 例)○○りんご, ○○みかん: 江刺りんご, 能登牛, 京くみひも, 博多人形

地域の
名称

+

商品(役務)
の普通名称

類型2 例)○○焼, ○○織 : 塩原温泉, 笠間焼, 吉野材, 博多織

地域の
名称

+

商品(役務)の
慣用名称

類型3 例)本場○○織 : 本場結城紬, 群馬の地酒, 琵琶湖産鮎

地域の
名称

+

商品(役務)
普通名称

又は

商品(役務)
慣用名称

+

産地等を表示する際に
付される慣用されている文字

6

登録要件

(7条の2,3条1項1号・2号, 4条)

- ① 出願人(団体)が主体要件を満たしていること
- ② 構成員に使用をさせる商標であること
- ③ 商標が使用をされた結果, 周知となっていること
- ④ 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
- ⑤ 商標中の地域の名称が商品(役務)と密接な関連性を有していること
- ⑥ 普通名称化していないこと, 他に周知となっている同一・類似の商標がないこと, 商品(役務)の品質の誤認を生じさせるおそれがないこと等

7

地域団体商標の出願・登録状況

平成27年3月31日現在

出願件数(合計): 1087件

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
46	17	9	14	16	21	12	7	10	12
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
8	23	30	19	33	29	12	34	34	42
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
28	14	39	23	27	146	15	60	15	16
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
6	12	12	24	8	7	8	9	16	25
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外		
9	17	18	15	18	22	41	9		

登録件数(合計): 574件

(複数都道府県にまたがるものはそれぞれカウント
(栃木、茨城:本場総城総、東京、埼玉:江戸木目込人形))

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
26	7	5	6	9	10	4	2	6	9
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
5	13	17	8	12	8	5	21	14	28
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
15	9	27	16	10	62	11	34	11	13
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
5	6	6	13	6	4	6	5	11	17
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外		
7	8	10	11	6	14	15	3		

8

地域ブランド状況

27年6月30日現在

出願件数(合計): 1,097件
登録件数: 591件

2. 都道府県別出願内訳一覧表

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
46	18	9	14	16	21	12	7	10	13
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
9	23	30	19	33	29	12	34	34	42
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
28	14	39	23	27	150	15	60	15	17
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
6	12	12	25	8	7	8	9	16	25
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外		
9	18	18	15	18	22	41	9		

* 海外9件は、外国(ジャマイカ、カナダ、イタリア、インド、中国、韓国、スリランカ)からの出願

特許庁ホームページから: 重複カウントあり⁹

登録査定(全557件)

25年8月15日

本場結城紬 (ほんばゆうきつむぎ) 本場結城紬卸商協同組合

茨城県本場結城紬織物協同組合

栃木県本場結城紬織物協同組合

茨城県 栃木県

笠間焼 (かさまやき) 笠間焼協同組合 茨城県

塩原温泉 (しおばらおんせん) 塩原温泉旅館協同組合 栃木県

鬼怒川温泉 (きぬがわおんせん) 鬼怒川・川治温泉旅館協同組合
栃木県

川治温泉 (かわじおんせん) 鬼怒川・川治温泉旅館協同組合 栃木県

中山かぼちや (なかやまかぼちや) 那須南農業協同組合 栃木県

益子焼 (ましこやき) 益子焼協同組合 栃木県

地域団体商標出願の登録査定等について

平成25年7月2日
特許庁審査業務部商標課

地域団体商標出願のうち以下の1件について、登録査定いたしました。
現在までの登録査定件数は、555件です。

【登録査定 1件（これまでの合計555件）】

商標 (よみがな)	出願人	発送形態	都道府県
益子焼 (ましこやき)	益子焼協同組合	OL	栃木県

(注1) 商標権については、登録査定の送達日から30日以内に登録料の納付手続きが行われたのち、設定登録されることにより発生します。

(注2) 登録査定書の発送については、発送形態欄のOLはオンライン、書類は郵送となります。

中山かぼちゃ (なかやまかぼちゃ)

商標登録 第5555021号

商標

中山かぼちゃ

権利者

那須南農業協同組合
(栃木県那須郡那珂川町白久10番地)

指定商品又は指定役務

那須烏山市中山地区で生産されたかぼちゃ



商品・サービスの特徴

「中山かぼちゃ」は戦後、北海道の開拓者が作っていたものが栃木県の旧烏山町中山地区に伝わり、自家用として栽培されていました。

昭和50年代に、当時の烏山町農協婦人部がおいしいカボチャに目をつけ、地域おこしのため、栽培と加工品の開発に取り組んできました。

これを実の形や色がそろおうよう、88年から品種選抜を開始し、平均1.5キロで果肉が鮮やかな山吹色の「中山かぼちゃ」が「ニューなかやま」として2004年に品種登録されました。

「中山かぼちゃ」は、ポクポク感のある美味しさで、栄養価が高く、ラグビー形のかぼちゃで、那須烏山市を中心に南那須地域で栽培され、7月下旬から旬の美味しさを味わうことができます。

連絡先・関連HP

連絡先：0287-96-6170

関連HP：<http://www.ja-nasuminami.or.jp/>

13

本場結城紬 (ほんばゆうきつむぎ)

商標登録 第5026150号

商標

本場結城紬

権利者

本場結城紬卸商協同組合

(茨城県結城市大字結城607番地2)

茨城県本場結城紬織物協同組合

(茨城県結城市大字結城3018番地の1)

栃木県本場結城紬織物協同組合

(栃木県小山市大字福良2358番地)

商品・サービスの特徴

結城地方（茨城県及び栃木県）伝統の技法による、真綿かけ、糸つむぎ、管まき、糸あげ、機延べ、図案作製、拵括り、染色、糊つけ、箆通し、機巻き、機織りの行程を経て作成される紬織物であり、少なくとも糸つむぎは真綿を手でつむぐ手つむぎとし、機織りはいざり機（地機）又は高機を使用して手織りする紬織物であります。



指定商品又は指定役務

茨城県結城市及びその周辺地域並びに栃木県小山市及びその周辺地域産の結城地域由来の伝統の技術で製造された紬織物

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand

商標

笠間焼

権利者

笠間焼協同組合

(茨城県笠間市笠間2481番地5)

商品・サービスの特徴

鉄分を多く含んだ粘りのある赤褐色の粘土を使用し、可塑性にすぐれているのでろくろによる成形技術が発達した。地肌が赤黒く焼きあがり化粧などの装飾により味わい深い作品となっている。



指定商品又は指定役務

茨城県笠間地域に由来する伝統的な技術・技法により茨城県笠間市及びその周辺地域で生産された陶磁器製の急須・皿・徳利・茶碗・湯呑など

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm

15

商標

塩原温泉

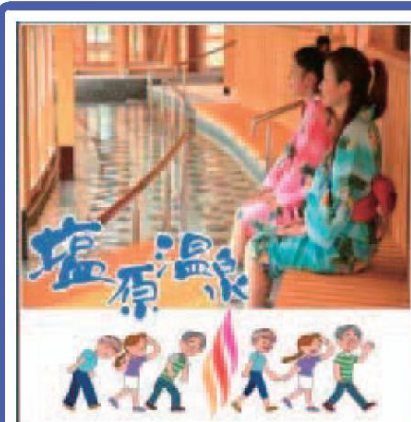
権利者

塩原温泉旅館協同組合

(栃木県那須塩原市塩原675番地9)

商品・サービスの特徴

開湯1200年を迎えた塩原温泉は、11地区に点在して、泉質の違った150を超える源泉を保有しています。塩原温泉の楽しみ方は、この泉質が異なる湯量たっぷりの天然温泉をめぐったり、緑豊かな自然の中を満喫することが最適で、同時に健康回復、疾病予防の効果が期待出来ます。



指定商品又は指定役務

栃木県那須塩原市における温泉浴場施設を有する宿泊施設及び温泉浴場施設の提供

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm

16

鬼怒川温泉 (きぬがわおんせん)

商標登録 第5315242号

商標

鬼怒川温泉

権利者

鬼怒川・川治温泉旅館協同組合

(栃木県日光市鬼怒川温泉大原字三ツ石1404番地の1)

指定商品又は指定役務

栃木県日光市鬼怒川地区における温泉入浴施設を有する宿泊施設及び温泉入浴施設の提供



連絡先 0288-77-1039 関連HP <http://www.kinugawa-onsen.com/>

17

川治温泉 (かわじおんせん)

商標登録 第5315243号

商標

川治温泉

権利者

鬼怒川・川治温泉旅館協同組合

(栃木県日光市鬼怒川温泉大原字三ツ石1404番地の1)

指定商品又は指定役務

栃木県日光市川治地区における温泉入浴施設を有する宿泊施設及び温泉入浴施設の提供



連絡先 0288-77-1039 関連HP <http://www.kawaji-onsen.org/>

18

地域団体商標に関して質問 正(O), 誤(X)どちら?

- 1 地域団体商標に係る商標権は、いかなる場合も移転することができない。
- 2 地域団体商標の対象になるのは、地域名と一般名称の組み合わせであるから、現在の地域名でない旧国名である「下野人形」は登録を受けることができる場合はない。
- 3 事業協同組合は、その構成員に使用をさせる商標であって、地域の名称及びその構成員の業務に係る商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字からなる地域団体商標を商標登録出願した場合には、その商標が、その出願の指定商品について慣用されている商標であっても、商標登録を受けることができる。

19

地域団体商標

※2006年4月1日開始

地域団体商標 =
「地域名 + 商品(サービス)名」

小田原蒲鉾

(地域名) (商品名)



一定範囲の周知性があれば文字のみで登録可

地域ブランドの保護により地域経済を活性化

20

地域団体商標出願の具体例

～北海道～

武鳥川ししやも

むかわ

出願人
武鳥川漁業協同組合



～北海道～

十勝川西長いも

出願人
帯広市川西農業協同組合



～青森県～

たっこにんにく

出願人
田子町農業協同組合



～福島県～

会津みそ

出願人
会津味噌協同組合



21

～埼玉県～

草加せんべい

出願人
草加煎餅協同組合
草加地区手焼煎餅協同組合



～千葉県～

富里スイカ

出願人
富里市農業協同組合



～東京都～

江戸切子

出願人
東京カットガラス協同組合



～神奈川県～

小田原蒲鉾

出願人
小田原蒲鉾水産加工業協同組合



22

～石川県～

輪島塗

出願人
輪島漆器商工業協同組合



～石川県～

和倉温泉

出願人
和倉温泉旅館協同組合



～静岡県～

由比桜えび

ゆい
出願人
由比港漁業協同組合
由比町桜海老商工業協同組合



～山梨県～

甲州手彫印章

出願人
山梨県印章店協同組合



平成27年1月22日

品種登録制度

育成者権 種苗法



スイートピー



赤いスイートピー

主な農産物の保護制度

法律: 農産物の保護内容 (監督官庁)

農産物の加工品, 家畜の飼育方法, 農機, 農薬, 遺伝子組み換え, 動植物の品種改良などの**発明**に対して特許(**特許庁**)

農業製品に使用する**マーク**を商標登録によって保護(**特許庁**)

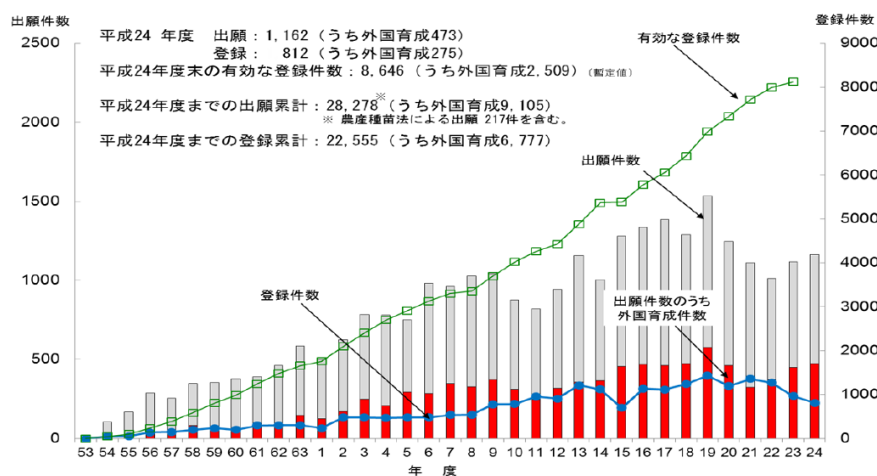
品種登録 **品種**について, その育成者を保護(**農林水産省**)

他人の農業製品の模倣品販売, 原産地名や商標の不正使用といった**不正競争**に対する保護(**経済産業省**)

平成15年改正によって, 植物新品種に関する育成者権侵害物品を**輸入禁制品**に追加し, 輸入差止申立制度の対象(**財務省**)

25

品種登録出願・登録件数の推移



<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

26

保護対象物

新品種を育成した者(育成者及びその承継人)が品種登録の出願をすることができる

とちおとめ



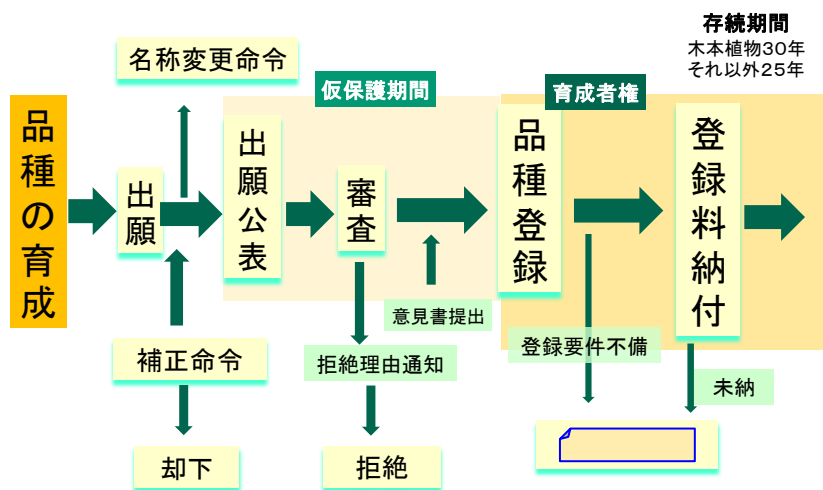
あまおう



「あまおう」は登録商標
赤くて、丸くて、大きくて、美味しい

27

品種登録の流れ



28

品種登録要件

	登録要件	内容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	既存品種と重要な形質(形状、色、耐性等)で明確に区別できること
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること(播いた種子から同じものかできる)
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること(何世代増殖を繰り返しても同じものかできる)
未譲渡性	出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと 外国での譲渡は、日本での出願日から4年(木本性植物は6年)さかのぼった日より前になされていないこと	
名称の適切性	品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと	

29

4. 具体的取組の参考資料 DNAによる品種識別技術の開発状況

育成者権を侵害した国内外での無断栽培や、店頭での品種偽装表示の問題が発生している。そこで、DNAによる品種識別技術を確立し、育成者権の保護と偽装表示の防止に役立てる。

作物名	プロジェクト研究等による平成18年までの成果
稲	・ 200品種以上が識別可能
小麦	・ 20品種について識別が可能 ・ 「さぬきの夢2000」と国内主要麺品種との識別が可能
いんげん豆・小豆	・ いんげん豆は9品種、小豆は8品種、「きたのおとめ」「しゅまり」は海外の在来種との識別が可能
いちご	・ 「とちおとめ」、「あまおう」等70品種の識別が可能
もも及び近縁種他	・ もも50品種、すもも120品種、おうとう100品種、うめ40品種、あんず20品種、びわ30品種が識別が可能
なし・りんご	・ なし100品種、りんご80品種の識別が可能
茶	・ やぶきた等47品種の識別が可能
いぐさ	・ ひのみどりと16品種の識別が可能
しいたけ	・ 140品種を特定するDNA情報をネット上で公開

官邸知財本部資料 30

品種登録できない品種名称

1. 1つの品種について複数の品種名称があるとき
2. 種苗等の商品・役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
3. 出願品種に関し誤認を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき

【参考】商標法四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

31

仮保護（保証金請求権）

仮保護の期間	出願公表から品種登録までの間
仮保護の内容	出願者は、品種登録後、審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求が可能 ただし、事前に書面による警告等を行った場合及び利用者が出願品種であることを知っている場合



32

出願料・登録料

1. 出願料 1品種 47,200円

2. 登録料

ア. 年間登録料

イ. 登録料の納付期限

登録後の年度 年間登録料

1～3年 6,000円／年

4～6年 9,000円／年

7～9年 18,000円／年

10～30年 36,000円／年

登録後の年度 納付期限

1年目 品種登録の日から
30日以内

2年目 各年の登録日
当日以前

- ▼ 2年目以降の登録料は、納付期限後6月以内に登録料の外に同額の割増料金を追納すれば、登録を継続可能
- ▼ 登録料は毎年払い、又は数年分一括して納付可能

33

審査

特性(DUS)審査

<Distinctness, Uniformity, Stability>

栽培試験

現地調査

資料調査

名称の適切性

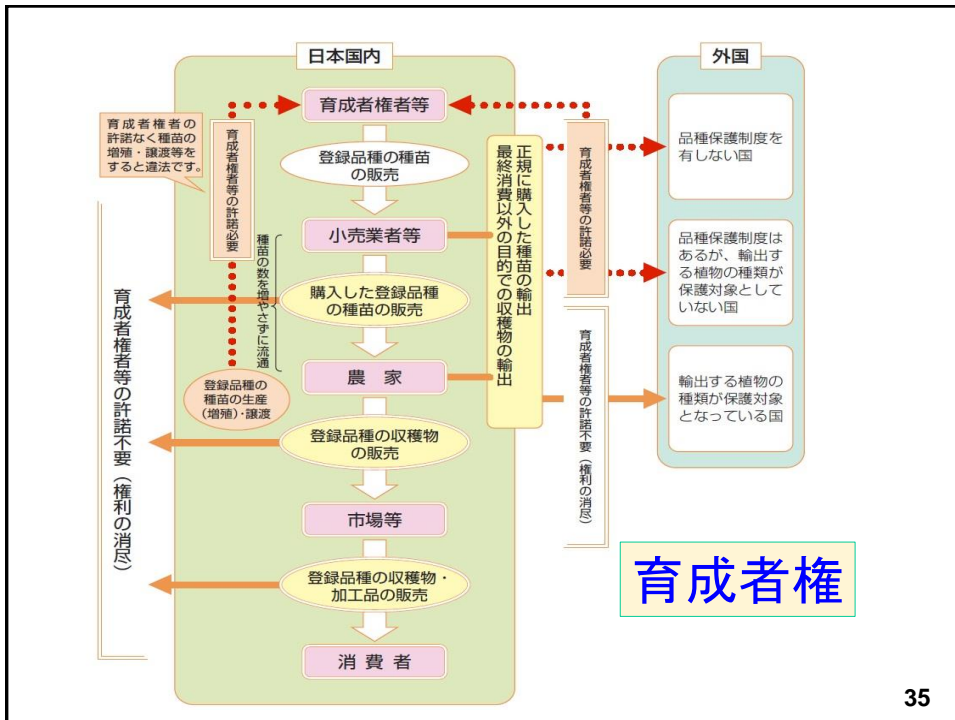
未譲渡性

品種登録

拒絶



34



あおり21



あおり27

リンゴ開発20年水の泡 苗木流出不安広がる 青森県

青森県が開発したリンゴ「あおり21」「あおり27」の品種登録が、登録料の納付漏れという県農林水産部のうっかりミスで取り消された。

<あおり21> 11月が収穫期の晩生種で、長期の貯蔵でも品質が低下しにくい。「ふじ」の後継種として期待

<あおり27> 10月後半が収穫期。すりおろすなどして果肉が空気に触れても変色しにくく、ジュースなどの加工用に適している。



2008年11月02日

おうとう「紅秀峰(べにしゅうほう)」

平成17年5月に発売されたグルメ雑誌に山形県が育成者権者であるおうとう「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。山形県が品種保護Gメンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成17年11月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。



その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。

37

ま と め



ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務